

議案第 3 2 号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 2 9 年 6 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

附属機関として、長与町地域公共交通会議及び長与町地域福祉計画推進委員会を新たに追加するとともに、所要の改正を行うもの。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和38年条例第14号）の一部を次のように改正する。  
別表町長の部に次のように加える。

長与町地域公共交通会議	25人以内	2年	地域の実情に即した旅客輸送サービスの実現に必要な事項の協議に関する事務
長与町地域福祉計画推進委員会	10人以内	2年	地域福祉計画に関する計画策定、推進、施策評価及び意見の答申に関する事務

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。